

保護具着用管理責任者教育のご案内

労働安全衛生規則第12条の6第2項の制定により令和6年4月1日から施行により、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として、労働者に危険有害な業務に対しての保護具を着用させる時は「保護具管理責任者」の選任が必要になりました。

1 講習年月日 [講習日程表](#)

2 会場 県立久留米高等技術専門校内人材開発センター
住所 久留米市合川町1786-2 TEL 0942-30-0560

3 受講料	区分	受講料(税込)	チケット代(税込)	合計(税込)
	会員	10,200	2,750	12,950
	非会員	12,700	2,750	15,450

4 定員 30名

5 講習内容及び 予定時間	講習内容	予定時間
学科	保護具着用管理、関係法令、労働災害の防止に関する知識、保護具に関する知識	8:50～16:20
実技	保護具の使用方法等	

詳細は [特別教育等のご案内](#) を参照願います。

6 申込み方法 [「安全衛生及び特別教育等の申込について」をご確認ください。](#)